

交通安全かわら版

～歩行者の交通事故防止～

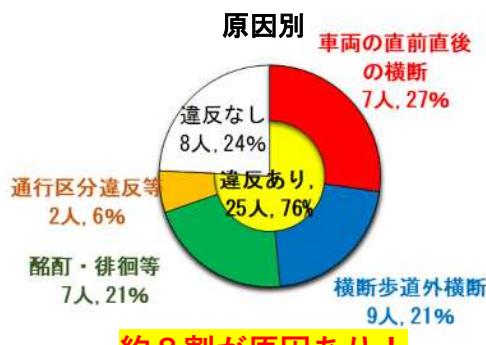
令和6年2月
茨城県警察本部交通総務課
No.5

その横断危険です！

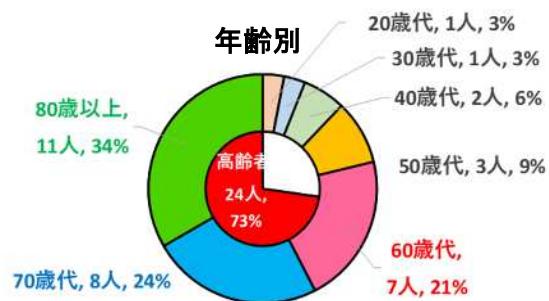
令和5年中の交通事故による死者数は93人で、そのうち33人は歩行中でした。

歩行中死者の約8割は、車両の通過直前や直後に道路を渡ろうとしたなど、歩行者側にも交通事故の原因があります。

歩行中死者の特徴(令和5年中)



約8割が夜間！
全員反射材着用者なし！

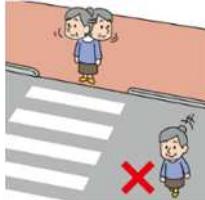


約7割が高齢者！

歩行者の横断方法(道路交通法第12条、13条)

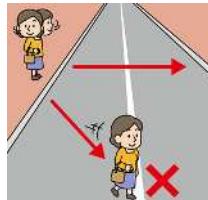
① 横断歩道の利用

歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければなりません。



② 斜め横断の禁止

歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができるとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはいけません。



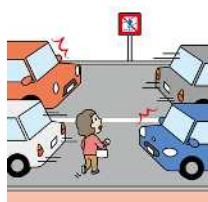
③ 直前直後横断の禁止

歩行者等は、車両等の直前または直後で道路を横断してはいけません。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、または信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りではありません。



④ 横断禁止場所

歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはいけません。



歩行者の皆さんへ

- 道路を横断するときは、急いでいても、左右の安全を十分に確認してから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、視認性の高い服装や反射材を身につけて、車の運転者に自分の存在を知らせる工夫をしましょう。
- 高齢者の方は、加齢により、歩行速度や車との距離を判断する能力が低下している場合があります。車が遠くに見えても、無理に横断せず、車が途切れるか、停止するのを待って横断しましょう。

自分の命を守るために、歩行者も交通ルールを守りましょう！